

京都市告示第 77 号

児童福祉法（以下「法」という。）第24条の28の規定により、次のとおり法第24条の26に規定する指定障害児相談支援事業者を指定しました。

令和4年4月11日

京都市長 門川 大作

- 1 申請者  
一般社団法人実のなる樹（代表理事 北尾 清）
- 2 申請者の主たる事務所の所在地  
京都市中京区壬生松原町5-1-1
- 3 事業所の名称  
相談支援事業所おんぶに・だっこ
- 4 事業所の所在地  
京都市中京区壬生松原町5-1-1
- 5 指定する事業の種類  
障害児相談支援事業
- 6 指定年月日  
令和4年3月14日
- 7 事業所番号  
2670300132

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）